

(評価委員の任命等)

第十九条 法附則第十条第三項の評価委員は、次に掲げる者につき文部科学大臣が任命する。

- 一 財務省の職員 一人
- 二 文部科学省の職員 一人
- 三 独立行政法人国立青少年教育振興機構の役員(平成十八年三月三十一日までの間は、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの役員) 一人
- 四 学識経験のある者 二人

2 法附則第十条第三項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

3 法附則第十条第三項の規定による評価に関する庶務は、文部科学省スポーツ・青少年局青少年課において処理する。

(国有財産の無償使用)

20 法附則第十一条に規定する政令で定める国有財産は、法の施行の際現に専ら独立行政法人国立青年の家で使用されている庁舎等(国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(昭和三十一年法律第百十五号)第二条第二項に規定する庁舎等をいう。)とする。

2 内閣総理大臣は、独立行政法人国立青少年教育振興機構の理事長の申請に基づき、独立行政法人国立青少年教育振興機構に対し、前項の国有財産を無償で使用させることができる。

附則

1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十九条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(国有財産の無償使用の申請に関する経過措置)

2 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの理事長は、この政令の施行の日前においても、第二十条第一項の国有財産の無償使用の申請を行うことができる。この場合において、当該申請は、この政令の施行の日において、独立行政法人国立青少年教育振興機構の理事長がした同条第二項の規定による申請とみなす。

- 内閣総理大臣 小泉純一郎
- 総務大臣 竹中 平蔵
- 財務大臣 谷垣 禎一
- 文部科学大臣 小坂 憲次
- 厚生労働大臣 川崎 二郎
- 経済産業大臣 二階 俊博
- 国土交通大臣 北側 一雄
- 環境大臣 小池百合子

独立行政法人国立美術館法施行令をここに公布する。

御名 御璽

平成十八年三月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第百六十二号

独立行政法人国立美術館法施行令

内閣は、独立行政法人国立美術館法(平成十一年法律第百七十七号)第五条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

- 1 独立行政法人国立美術館法(以下「法」という。)(第五条第五項の評価委員は、必要の都度、次に掲げる者につき文部科学大臣が任命する。
- 一 財務省の職員 一人
 - 二 文部科学省の職員 一人
 - 三 独立行政法人国立美術館の役員 一人
 - 四 学識経験のある者 二人
- 2 法第五条第五項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。
- 3 法第五条第五項の規定による評価に関する庶務は、文化庁文化財部美術学芸課において処理する。

附則

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

- 文部科学大臣 小坂 憲次
- 内閣総理大臣 小泉純一郎

独立行政法人国立博物館法施行令をここに公布する。

御名 御璽

平成十八年三月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第百六十三号

独立行政法人国立博物館法施行令

内閣は、独立行政法人国立博物館法(平成十一年法律第百七十八号)第五条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

1 独立行政法人国立博物館法(以下「法」という。)(第五条第五項の評価委員は、必要の都度、次に掲げる者につき文部科学大臣が任命する。

- 一 財務省の職員 一人
 - 二 文部科学省の職員 一人
 - 三 独立行政法人国立博物館の役員 一人
 - 四 学識経験のある者 二人
- 2 法第五条第五項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。
- 3 法第五条第五項の規定による評価に関する庶務は、文化庁文化財部美術学芸課において処理する。

附則

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

文部科学大臣 小坂 憲次

内閣総理大臣 小泉純一郎

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十八年三月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第百六十四号

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十五号)附則第八条第三項及び第九項、第九条第三項並びに第十二条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第一章 関係政令の整備(第一条―第十二条)

第二章 経過措置(第十三条―第十七条)

附則

第一章 関係政令の整備

第一条 次に掲げる政令の規定中、「独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所」を、「独立行政法人労働安全衛生総合研究所」に改める。

第二章 関係政令の整備

- 一 道路運送車両法施行令(昭和二十六年政令第二百五十四号)第十四条
- 二 地方財政再建促進特別措置法施行令(昭和三十年政令第三百三十三号)第十二条の二
- 三 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令(昭和四十一年政令第二百四十八号)第二条第一号

(国家公務員退職手当法施行令の一部改正)

第二条 国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

- 第五条の二に次の一号を加える。
- 二十九 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十五号)附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる同法附則第三条に規定する施行日後の労働安全衛生総合研究所等の職員としての在職期間

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部改正)

第三条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百五十九号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項第九号を次のように改める。

九 独立行政法人労働安全衛生総合研究所